

防衛省訓令第62号

駐留軍の制限水域に存する漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴う損失補償に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

駐留軍の制限水域に存する漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴う損失補償に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 漁業権等の行使制限及びこれに伴う損失補償の
 手続（第4条－第14条）

第3章 漁船の操業制限等及びこれに伴う損失補償の
 手続（第15条－第26条）

第4章 調査、算定等（第27条）

第5章 雑則（第28条）

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、制限水域に存する漁業権又は入漁権（以下「漁業権等」という。）の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴う損失の補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 制限水域 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の使用を国が認めた水域をいう。

(2) 漁船の操業制限等 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和 27 年法律第 243 号。以下「法」という。）第

1 条の規定による漁船の操業の制限又は禁止をいう。

(3) 制限期間 地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）の漁業権等の行使制限通知に対して漁業権者若しくは入漁権者（以下「権利者」という。）が承諾した制限の始期又は漁船の操業制限等の告示による制限開始の日（日本国との平和条約の発効以前から事実上制限が引き続き行われているときは、その制限開始の日）から当該制限解除の通知又は同告示による制限解除の日（制限水域の解除に当たり当該漁業が通常の操業を開始するのに日時を要し、当該期間を制限期間に含めることが適当なときは、当該期間の末日）までの期間をいう。

(4) 補償期間 制限期間中に発生した損失を補償するため、制限期間を第 1 0 条又は第 2 0 条に定める時期で区切り、補償額を算定する期間をいう。

(5) 平年 補償期間の漁業権等の行使制限又は漁船の操業制限等がない状態をいう。

(6) 制限時 補償期間の漁業権等の行使制限又は漁船の操業制限等がある状態をいう。

(防衛大臣の指示)

第 3 条 地方防衛局長は、特殊異例にわたるものについては、防衛大臣の指示により処理しなければならない。

第 2 章 漁業権等の行使制限及びこれに伴う損失 補償の手続

(通則)

第 4 条 制限水域に存する漁業権等の行使制限及びこれに伴う損失の補償の手続については、この章に定めるところによるものとする。

(都道府県知事の協力)

第 5 条 地方防衛局長は、漁業権等の行使制限及びこれに伴う損失の補償の処理に関し必要に応じて都道府県知事の協力を求めるものとする。

(行使制限の通知)

第 6 条 地方防衛局長は、漁業権等の存する水域の使用につき防衛大臣から通知があったときは、遅滞なく別記第 1 号様式による漁業権等行使制限通知書により漁業権原簿に登録された権利者に通知して、権利者から別記第 2 号様式による漁業権等行使制限承諾書の提出を求めなければならない。

2 前項の場合において、権利者の承諾を得られないときは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和 27 年法律第 140 号）の定めるところによるものとする。

3 地方防衛局長は、漁業権等の存する水域の使用につき第 1 項の規定により権利者から漁業権等行使制限承諾書を提出させた後、当該漁業権等の存続期間が満了し、新たに漁業権等が設定され、引き続き制限水域が使用されるとき、又はその他改めて権利者から漁業権等行使制限承諾書を提出させる必要があるときは、第

1 項の規定に準じて処理しなければならない。この場合において、漁業権等行使制限通知書は、別記第 1 号様式に所要の修正を加えて使用するものとする。

（行使制限の取消し、変更又は解除の通知）

第 7 条 地方防衛局長は、前条の規定により漁業権等の行使制限の通知をした後、制限水域の制限が全部又は一部について取り消され、変更され、又は解除された旨、防衛大臣から通知があったときは、遅滞なく別記第 3 号様式による漁業権等の行使制限取消、変更、解除通知書により権利者に通知するとともに、変更のときは、権利者から改めて漁業権等行使制限承諾書の提出を求めなければならない。

（制限状況の調査）

第 8 条 地方防衛局長は、制限水域の制限の状況及び演習の実施状況を把握して、防衛大臣の通知に係る制限の内容、条件等と相違していることを発見したときは、その都度別記第 4 号様式による制限状況報告書により防衛大臣に報告しなければならない。

(漁業権等調書の作成)

第9条 地方防衛局長は、第6条第1項又は第7条の規定により権利者から漁業権等行使制限承諾書を提出させたときは、当該漁業権等について、次の各号に掲げる事項を調査し、別記第5号様式による漁業権等調書を作成し、かつ、地方防衛局長及び権利者の双方がこれを確認し、記名押印の上、各正本1部を保有するものとする。

- (1) 漁業権等の種類、免許番号又は入漁登録番号
及び免許年月日又は入漁設定登録年月日
- (2) 漁場の位置及び範囲
- (3) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁期
- (4) 行使制限開始時において、就業中の網船、採捕船及び運搬船の隻数及び総トン数並びに網の種類及び統数
- (5) 組合員数、行使制限開始時において就業中の
操業人員及び賃金分配方法
- (6) 平常の操業時間

(7) 制限開始時における休業の有無及びその届出
の有無

(8) 制限開始時に使用を休止している漁網及び漁
船の種類及び数

(補償調書等の作成)

第 1 0 条 地方防衛局長は、会計年度末、行使制限の終
期、漁期の終期又は防衛大臣が必要と認めたその他の
時期に、損失の有無を調査し、補償すべき損失がない
と認めるときはこの旨を明らかにする書面を、補償す
べき損失があると認めるときは別に定めるところによ
り当該損失の補償額を算定し、別記第 6 号様式による
補償調書を作成するものとする。

2 補償調書には、次の各号に掲げる書類を添付しなけ
ればならない。ただし、第 3 号から第 5 号までに掲げ
る書類については、必要がある場合に限る。

(1) 漁業権等調書

(2) 別記第 7 号様式による水揚高計算書

(3) 別記第 8 号様式による労務補償額計算書

(4) 別記第 9 号様式による水中養殖物に対する補償額計算書

(5) その他の補償額計算書及び資料

(補償額の決定)

第 1 1 条 地方防衛局長は、前条第 1 項の規定により作成した補償すべき損失がないことを明らかにする書面又は補償調書に基づいて損失の有無及び損失の補償額を決定するものとする。この場合において、地方防衛局長は、必要に応じ防衛施設地方審議会に諮問（東海防衛支局の事務に係る諮問は、近畿中部防衛局長が行う。第 2 2 条において同じ。）するものとする。

(協議)

第 1 2 条 地方防衛局長は、地方協力局長の指定する事案について、前条の規定により損失の有無及び損失の補償額を決定するときは、別記第 1 0 号様式による漁業補償協議書を作成し、これに別に定めるところにより作成した別記第 1 1 号様式から第 1 3 号様式までによる漁業補償調査表、別記第 1 4 号様式による漁業経

営費計算書及び次の各号に掲げる事項を記載した補償額算定の内容を説明する書類を添付してあらかじめ地方協力局長に協議しなければならない。

(1) 漁業権等の行使制限の状況及び損失発生の概要

(2) 平年に通常得られたであろう漁業所得額の調査及び算定の方法

(3) 制限時の漁業所得額の調査及び算定の方法

(4) 労務補償額を算出した漁業にあっては、賃金分配方法等補償額の算定に必要な事項

2 地方協力局長は、前項の規定により地方防衛局長から協議を受けたときは、その内容を審査の上、別記第15号様式による損失補償審査書により地方防衛局長に通知するものとする。

(契約の締結及び異議のある場合の処置)

第13条 地方防衛局長は、第11条の規定により損失の有無及び損失の補償額を決定したときは、遅滞なく別記第16号様式による漁業補償決定通知書により権

利者に通知するものとする。

- 2 地方防衛局長は、権利者が前項の補償額に異議がないときは、別記第17号様式による漁業補償契約書により損失補償契約を締結し、補償金を支払わなければならない。
- 3 地方防衛局長は、権利者が第1項の決定に異議があるときは、必要に応じ権利者に別記第18号様式による漁業補償額再審査要求書を提出させるものとする。
- 4 地方防衛局長は、前項の規定により漁業補償額再審査要求書を提出させたときは、改めて書類審査又は実地調査をし、補償すべき損失があると認めたとき又は補償額に修正の必要を認めたときは、漁業補償額再審査要求書及びその他参考となる書類に意見を記載した書類を付して防衛大臣に送付しなければならない。
- 5 防衛大臣は、前項の規定による再審査要求関係書類の送付を受けたときは、その内容を審査し、損失の有無及び損失の補償額を決定し、地方防衛局長に通知するものとする。

6 地方防衛局長は、前項の規定による通知を受けたときは、再審査の要求をした者に通知した後、第2項の規定に準じて処理しなければならない。

(補償金支払の報告)

第14条 地方防衛局長は、補償金の支払を終了したときは、遅滞なく別記第19号様式による漁業補償処理報告書により地方協力局長に報告しなければならない。

第3章 漁船の操業制限等及びこれに伴う損失補償の手続

(通則)

第15条 漁船の操業制限等及びこれに伴う損失の補償の手続は、この章に定めるところによるものとする。

(漁船の操業制限等の通知)

第16条 地方防衛局長は、漁船の操業制限等につき防衛大臣から通知があったときは、遅滞なく別記第20号様式による漁船の操業制限等通知書により都道府県知事に通知し、関係漁業者に周知を依頼するものとする。

（漁船の操業制限等の取消し、変更又は解除の通知）

第 17 条 地方防衛局長は、前条の通知をした後、制限水域の制限が全部又は一部について取り消され、変更され、又は解除された旨防衛大臣から通知があったときは、遅滞なく別記第 21 号様式による漁船の操業制限等取消、変更、解除通知書により都道府県知事に通知し、関係漁業者に周知を依頼するものとする。

（制限状況の調査）

第 18 条 第 8 条の規定は、漁船の操業制限等の調査について準用する。

（補償を受ける漁業者）

第 19 条 漁船の操業制限等に伴う損失の補償は、当該制限水域において従来適法に漁業を営んでいた漁業者（以下「当該漁業者」という。）の申請により地方防衛局長がこれを行う。この場合において、当該漁業者とは、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）により農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けていた者（以下「許可漁業者」という。）及び許可を受ける必要

のない者（以下「自由漁業者」という。）で制限開始前から当該制限水域で漁業法、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他の法律上適法に漁業を営んでいたものをいい、制限開始前から当該制限水域で漁業を営んだことのない者、制限開始後営もうとする者及び無許可操業等違法に漁業を営んでいた者を除くものとする。

（補償申請書の受理）

第20条 都道府県知事は、会計年度末、操業制限の終期、漁期の終期又は防衛大臣が必要と認めたその他の時期に当該漁業者から次の各号に掲げる書類を添付した日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律施行規則（昭和27年総理府令第41号。以下「施行規則」という。）第2条第2項による損失補償申請書を提出させるものとする。

（1） 別記第22号様式による損失補償申請内訳書

(2) 許可漁業者については、漁船の操業制限等を受けた期間中に係る許可書の写し（都道府県知事の証明を付すること。）

(3) 自由漁業者については、制限水域において従来適法に漁業を営んでいたことを証する都道府県知事又は市町村長の証明書

2 前項の規定による損失補償申請書の提出は、原則として、同一制限水域内の漁業者については、漁業協同組合ごとに、当該漁業者の委任を受けた代表者をして一括してさせるものとする。

3 都道府県知事は、第1項の規定により損失補償申請書を提出させたときは、別記第23号様式による補償申請に対する意見書を添付の上、これを地方防衛局長に送付するものとする。

（補償調書等の作成）

第21条 地方防衛局長は、前条第3項の規定による送付を受けたときは、損失の有無を調査し、補償すべき損失がないと認められるときはこの旨を明らかにする

書面を、補償すべき損失があると認められるときは次項に規定する算定基準により当該損失の補償額を算定し、補償調書を作成するものとする。

2 補償額の算定は、次の算定基準によるものとする。

(1) 許可漁業及び自由漁業についての損失補償額は、補償期間内における平年漁業所得額（制限又は禁止がなかったならば通常得られたであろう漁業粗収入額から通常要したであろう経営費を控除した額）から実際の漁業所得額（漁業粗収入額から経営費を控除した額）を差し引いた額の8割

(2) 許可漁業又は自由漁業を営む者に雇用される者についての損失補償額は、漁船の操業制限等によって就労を制限されたため、補償期間内に受ける賃金の額（以下「期間内賃金の額」という。）がその通常受けるべき賃金の8割の額（以下「通常賃金の額」という。）に達しない場合は、通常賃金の額と期間内賃金の額との差額

3 補償調書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、必要がある場合に限る。

(1) 水揚高計算書

(2) 労務補償額計算書

(3) その他必要な証明書類

(補償額の決定)

第22条 地方防衛局長は、前条第1項の規定により作成した補償すべき損失がないことを明らかにする書面又は補償調書に基づいて損失の有無及び損失の補償額を決定するものとする。この場合において、地方防衛局長は、必要に応じ防衛施設地方審議会に諮問するものとする。

(協議)

第23条 第12条の規定は、前条の規定により補償額を決定する場合について準用する。

(補償額決定通知等)

第24条 地方防衛局長は、第22条の規定により損失

の有無及び損失の補償額を決定したときは、遅滞なく別記第24号様式による漁船操業制限等損失補償決定通知書により都道府県知事を経由して当該漁業者に通知するものとする。

- 2 地方防衛局長は、当該漁業者が前項の補償額に異議がないときは、別記第25号様式による漁船操業制限等損失補償同意書を提出させるものとする。

（異議の申出）

第25条 地方防衛局長は、当該漁業者が前条第1項の決定に異議があるときは、施行規則第3条第2項に規定する異議申出書を提出させるものとする。

- 2 地方防衛局長は、前項の規定により異議申出書を提出させたときは、これに参考となる書類を添え、意見を記載した書類を付して5日以内に防衛大臣に送付しなければならない。

- 3 防衛大臣は、前項の規定による異議申出関係書類の送付を受けたときは、その内容を審査し、損失の有無及び損失の補償額を決定し、別記第26号様式による

異議の申出に対する決定通知書により地方防衛局長を
経由して異議を申し出た者に通知するものとする。

- 4 地方防衛局長は、異議を申し出た者が前項の補償額
に異議がないときは、漁船操業制限等損失補償同意書
を提出させるものとする。

(補償金支払の報告)

第26条 地方防衛局長は、補償金の支払を終了したと
きは、第14条の規定に準じて処理するとともに、補
償金の支払が終了した旨を都道府県知事に通知するも
のとする。

第4章 調査、算定等

(通則)

第27条 漁業権等の行使制限又は漁船の操業制限等に
伴う損失補償額を決定するために行う調査、補償額の
算定等については、別に定めるところによるものとし
る。

第5章 雑則

(委任規定)

第 28 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律に基づく損失補償額の決定等に関する訓令（平成 18 年防衛庁訓令第 114 号）は、廃止する。

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

防衛局長
東海防衛支局長

漁業権等行使制限通知書

貴殿の漁業権（及び入漁権）が設定されている水域を、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用することを国が認めることになりましたので、下記 1 による漁業権（及び入漁権）の行使制限について承諾願いたく通知いたします。

前記軍隊の使用に伴って生ずる損失については「駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱」（昭和 27 年 7 月 4 日閣議了解）により貴殿に補償いたします。

また、貴殿の漁業権（及び入漁権）の上に抵当権、先取特権等が存在している場合には、この制限により生ずる当該権利等に関する一切の事項については、貴殿と当該権利者との間において処理願います。ついで、本件に承諾の上は、同封の漁業権等行使制限承諾書に記名押印して送付願います。

なお、下記により漁業権等調書を作成したいので、立会いを願います。

記

- 1 制限水域の表示等について
 - ア 制限水域の位置及び範囲
 - イ 制限期間
 - ウ 制限条件
 - エ 補償額算定の時期
- 2 漁業権等調書の作成について
 - ア 作成予定年月日
 - イ 立会場所
 - ウ 作成する職員の官職氏名

注： 「駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱」の関係条項の抜すいを添付すること。

別記第2号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

権利者住所

氏名又は名称

㊞

漁業権等行使制限承諾書

平成 年 月 日付け第 号をもって通知を受けたことについては異議なく、承諾する。

また、私の漁業権（及び入漁権）の上にある下記権利に関し、漁業権（及び入漁権）の行使制限により生ずる一切の事項については、下記権利者との間において処理することに当該権利者の承諾を得た。

なお、漁業権等調書作成の立会いには 〃 が立ち会う。

記

権利の種類

権利者氏名

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

防衛局長
東海防衛支局長

漁業権等の行使制限取消、変更、解除通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって通知した貴殿の漁業権（及び入漁
権）の行使制限については、下記1のとおりその^{取消し}変更が決定したので通知します。
^{解除}

この変更について承諾の上は、同封の漁業権等行使制限承諾書に記名押印して送付
願います。

なお、下記2により漁業権等調書を作成するので、立会いを願います。

記

1 取消し等について

- ^{取消し}
ア 制限の^{変更}の年月日
^{解除}
イ 変更された制限の水域の位置及び範囲
ウ 変更された制限期間
エ 変更された制限の条件

2 漁業権等調書の作成について

- ア 作成予定年月日
イ 立会場所
ウ 作成する職員の官職氏名

注： 用途により不要の文字を消すこと。

別記第4号様式 (第8条関係)

文 書 番 号
平成 年 月 日

防衛大臣 殿

防衛局長
東海防衛支局長

制 限 状 況 報 告 書

調査年月日：	
調査水域の位置及び範囲：	
制限水域内漁業権等の種類：	
制限条件：	実際の制限状況：
その他の参考事項：	

別記第5号様式 (第9条関係)

漁業権等調書

防衛局長
東海防衛支局長

は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の使用を国が認めた水域内に漁業権（及び入漁権）を有すると協議し、その漁業権（及び入会権）が下記の状態にあることを双方が確認したので、

これを証するため、この調書の正本2部を作成し各1部を保有する。

記

都道府県名	漁業権（及び入漁権）の種類	免許番号（及び入漁登録番号）	免許年月日（及び入漁設定登録年月日）	
漁場の位置及び範囲				
漁業種類	漁獲物の種類及び期	網の種類及び数	平時の作業時間	時から時まで
網船（採捕船）	隻 総トン	隻 総トン		
組合員の数	人	作業人員数	常時	人
			臨時	人
制限開始時における休業の有無（届出の有無）			制限開始時に使用を休止している漁網及び漁船の種類及び数	
その他の参考事項	免許の条件、異議申出事項等			

平成 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長
権利者又は代表者の住所
氏名又はは
調書作成者官職氏名
⑪
⑫
⑬

- 注：1 制限開始時に休業中（届出の有無を問わず）であり、制限期間中も引き続き休業すると認められる権利者について、作成しないものとする。
- 2 平常の作業時間が漁業種類により異なるときは、各別に記入すること。
- 3 組合員の数及び作業人員数の各欄は、制限開始時に就業中であり、制限期間中も引き続き就業するであろうと認められたものに限り記入すること。
- 4 本調書には、次の関係書類を添付すること。（要すれば面積）
- (1) 免許区域及び制限区域の見取図及び範囲
- (2) 権利者から委任を受けた者が立ち会った場合はその委任状

別記第 8 号様式 (第10条関係)

労 務 補 償 額 計 算 書

補償を受ける者の氏名又は名称					補償期間			
職名	⑦ 平年の雇用労務費総額	⑧ 平年の雇用延べ人員 (人員×日数)	⑨ 平年の1人当たり雇用労務費の80% ⑦ — ⑧ × 80 — 100	⑩ 制限時の雇用労務費	⑪ 制限時の実際の雇用延べ人員 (人員×日数)	⑫ 制限時の1人当たり雇用労務費 ⑩ — ⑪	補償額 (⑦ — ⑫) × ⑬	備考 (固定給等の場合)
	円	人	円	円	人	円	円	
賃金支払方法：					賃金総額 (雇用労務費総額) の計算方法：			

文 書 番 号
平成 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長

漁業補償について、別添漁業補償調査表、漁業経営費計算書及び算定内容説明書により、下記のとおり決定したいので協議する。

補償見込額総計 ￥

都 道 府 県	制 限 水 域	件 数	補 償 見 込 額
		免（権利者数） 許（申請件数） 自（ 〃 ）	免 許 自 計

別添：1	漁業補償調査表	2部
2	漁業経営費計算書	2部
3	算定内容説明書	2部

漁業補償調査表 第2表 関係漁業協同組合調査表

防衛局
東海防衛支局

都道府県	組 合	組合員数	漁業者数	保 有 漁 船						関係漁業 種 類	関係制限 水 域	備 考
				有 動 力		無 動 力		合 計				
				隻 数	ト ン 数	隻 数	ト ン 数	隻 数	ト ン 数			

注： 本表は、補償に関係する漁業協同組合等の全様を把握するために作成するものであって、単に補償の対象となったものだけを記入するものではない。

表 3-3 漁業補助金調査表

平 . . . から 平 . . . まで

防衛局
東海防衛支局
水域

[illegible]

漁業経営費計算書

補償を受ける者の氏名又は名称：			補償期間：					
月別	月	月	月	月	月	月	計	
漁業種類								
粗収入	平年	円	円	円	円	円	円	
	制限時	円	円	円	円	円	円	
経営費区分	経営費金額		経営費金額の算出方法					
	平年	制限時						
漁業種類 粗収入 船隻の減価償却費 船隻の修理費 船隻の燃料費 船隻の賃借料 船隻の運賃 船隻の雑費 船隻のその他 船隻の内訳	円	円						
	円	円						
	円	円						
	円	円						
	円	円						
	円	円						
	円	円						
	円	円						
	円	円						
	円	円						
	円	円						
	計	⑦	⑧					
経営費率	⑦÷⑧%	⑧÷⑨%						

別記第 1 5 号様式（第 1 2 条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

地方協力局長

損 失 補 償 審 査 書

平成 年 月 日付け第 号をもって協議があつた に対する
補償額は、下記範囲内において補償を決定してよい。

記

- 1 補 償 金 額
- 2 審 査 理 由
- 3 その他の事項

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

防衛局長
東海防衛支局長

漁 業 補 償 決 定 通 知 書

貴殿の漁業権（及び入漁権）の行使制限に伴う損失については、下記のとおり決定したので通知します。

この金額に異議のない場合には、この通知を受けた日から30日以内に同封の漁業補償契約書に記名押印の上、返送願います。

記

- 1 行使制限を受けた漁業権等の表示
- 2 補償期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 補償すべき損失の有無
- 4 補償決定金額
- 5 その他の事項

別記第 17 号様式（第 13 条関係）

漁 業 補 償 契 約 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にある
アメリカ合衆国の軍隊の使用を国が認めた水域に存する漁業権等の行使制限（平成
年 月 日付け第 号漁業権等行使制限通知書）に伴う損失を補償するため、
を甲とし、国を乙として、甲乙間に下記条項により漁業補償契
約を締結する。

記

第 1 条 行使制限を受けた漁業権等の表示は、次のとおりとする。

第 2 条 本契約による補償期間は、平成 年 月 日から平成 年 月
日までとする。

第 3 条 この契約に基づく補償額（内訳は、別紙のとおり。）は、¥ とし、
甲の支払要求のあった日から 30 日以内に乙の指定する場所において支払う。

2 乙は、30 日以内に補償金額を支払わなかったときは、政府契約の支払遅延防止
等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の支払遅延利息を甲に支払うものと
する。

3 前項の遅延利息は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき財務省告示
の定める利率による。

第 4 条 甲は、乙に対し、前条の補償金を受領の上は、本件に関しては今後いかなる
名義でも一切の請求をしない。

第 5 条 この契約に関し、当事者間に疑義を生じたときは、甲乙協議して決定する。

本契約を証するため、契約書 2 通作成し、各記名押印の上、甲乙各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所

氏名又は名称

代表者氏名

㊤

乙 国

支出負担行為担当官

官 職

氏 名

㊤

平成 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

再審査要求者の住所

氏名又は名称

㊦

漁業補償額再審査要求書

平成 年 月 日付け第 号をもって通知を受けた貴局決定の漁業権（及び入漁権）の行使制限に伴う損失補償額は、少額に失すると思われるので、再審査を要求する。

記

- 1 漁業権（及び入漁権）の種類及び免許年月日（及び入漁登録年月日）
- 2 補償期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 通知された補償額
- 4 希望する補償額
- 5 再審査を要求する理由
- 6 その他参考となる事項及び資料（別紙）

漁業補償処理報告書

防衛局
東海防衛支局

制限水域名

補償期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

契約者名	免・許・自別	漁業種類	漁獲量			粗収入			魚価		経営費		労務費		補償金			補償対象数				支払年月日
			平年	制限時	被害	平年	制限時	被害	平年	制限時	平年	制限時	平年	制限時	平年	制限時	計	経営者	労務者	漁船	漁網	
			kg	kg	% kg	円	円	% kg	円	円	% 円	% 円	円	円	円	円	円	名	者	隻 ト	統	

注：1 契約者別、免・許・自別、漁業種類別に記入すること。
2 免・許・自別についてのそれぞれの漁業種類別の合計、免・許・自別の合計及び免・許・自の総計を記入すること。この場合において、補償対象の計は、単純合計でなく実数とする。

別記第20号様式（第16条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

知 事 殿

防衛局長
東海防衛支局長

漁 船 の 操 業 制 限 等 通 知 書

貴 所轄関係の水域を日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用することを国が認めることになりましたので、下記による漁船の操業制限等（制限又は禁止）につき関係漁業者に周知方お取り計らい願います。

記

- 1 制限等の開始年月日
- 2 制限水域の位置及び範囲
- 3 制限等の期間
- 4 制限等の条件

別記第 2 1 号様式（第 1 7 条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

防衛局長
東海防衛支局長

漁船の操業制限等取消、変更、解除通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって通知した日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の貴所轄水域の使用に伴う漁船の操業制限等（制限又は禁止）については、下記の取消し
とおり、その変更が決定したので、関係漁業者に周知方お取り計らい願います。
解除

記

- 1 制限等の解除年月日
取消し
- 2 制限等の変更された水域の位置及び範囲
解除
- 3 変更された制限等の期間
- 4 変更された制限等の条件

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

知 事

補 償 申 請 に 対 す る 意 見 書

申請者住所氏名		制限水域名	
許可年月日及び 許可番号			
補償申請額			
制限により当該漁業が制約を受ける程度及び被害状況又は被害率：			
補償を要する理由：			

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

防衛局長
東海防衛支局長

漁船操業制限等損失補償決定通知書

貴殿の漁船の操業制限等に伴う損失については、下記のとおり決定されたので通知します。

この金額に異議のない場合には、この通知を受けた日から 3 0 日以内に同封の漁船操業制限等損失補償同意書に記名押印の上、返送願います。

記

- 1 漁船の操業制限等を受けた漁業の表示
- 2 補償期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 補償すべき損失の有無
- 4 補償決定金額
- 5 その他の事項

注：この決定に係る異議の申出については、裏面を参照ください。

（裏面）

この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内に、書面で、防衛大臣に対して異議を申し出ることができます。

別記第 2 5 号様式（第 2 4 条関係）

漁船操業制限等損失補償同意書

〒

平成 年 月 日付け第 号漁船操業制限等損失補償決定通知書により通知を受けた日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 4 3 号）に基づく損失補償金については、頭書の金額に異議なく、この金額受領の上は、今後いかなる名義でも請求しません。

平成 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

住 所

氏名又は名称

㊦

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

〔 防衛局長 経由
東海防衛支局長 〕

防衛大臣

異議の申出に対する決定通知書

平成 年 月 日付けをもって異議の申出があった の件について
は、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補償すべき損失の有無
- 2 補償決定金額
- 3 決 定 理 由
- 4 その他の事項

注：この決定に係る訴えの提起については、裏面を参照ください。

（裏面）

この決定に不服があるときは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 4 3 号）第 6 条の規定により、この決定があったことを知った日から 6 箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）に規定する裁判所に増額請求の訴えを提起することができます。